

## 北九州市ホームページバナー広告表現ガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、北九州市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するに当たり、その広告表現について、北九州市広告掲載要綱、北九州市広告掲載基準及び北九州市ホームページ広告掲載要領に規定する事項のほか、ページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するための留意事項を定めるものである。

### (禁止表現)

第2条 次の各号に掲げる表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きや、利用者に誤解を与えるおそれがあるため禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（あたかも警告を発しているような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) その他、入力等何らかの操作ができると誤解させるおそれのあるもの

### (アニメーションG I Fの制限)

第3条 アニメーションG I Fを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおり制限する。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

### (市ホームページとの区別)

第4条 次の各号に掲げる表現は、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため禁止する。

- (1) 市ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が北九州市の事業であると錯誤しやすいもの

### (色調)

第5条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

### (解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度は適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

らない。

(alt 属性)

第7条 バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、alt 属性を付けるものとする。

付 則

(施行期日)

このガイドラインは、平成20年2月25日から施行する。